

『稿本天理教教祖伝』の150頁に、「かゝる応法の道は、勿論、親神の思召に適う筈はなく、度々激しい残念立腹のお言葉を頂いた。」とあります。

この応法という言葉の一般的な意味は①法律や世間の慣習に従うこと、②世間の理に合わせること、③表向き、公然、ということですが、この150頁にある“応法の道”とは、秀司様主導の転輪王講社の設立(明治13年9月22日開筵式)及びそれを進めた考え方を指していると思われる。

しかるに、『稿本天理教教祖伝逸話篇』73の「大護摩」には、「転輪王講社の開筵式の時、門前で大護摩を焚いていると、教祖は、北の上段の間の東の六畳の間へ、赤衣をお召しになったままお出ましなされ、お坐りになって、一寸の間、ニコニコとごらん下されていたが、直ぐお居間へお引き取りになった。」とあります。「度々激しい残念立腹のお言葉を頂いた」というのとは、少し異なる雰囲気を感じます。

そこで、「応法」という言葉を原典に探してみますと、「おふでさき」と「みかぐらうた」の中にはこの言葉が見つからず、「おさしづ」にのみ出てきます。そして、その中で、転輪王講社の開筵式に類似の状況下での「おさしづ」と考えられるものが見つかります。

まず、神道直轄天理教会本部開筵式の時の一連の伺いに対する「おさしづ」では、明治21年8月12日の「鳴物に出る人に付伺」に、「さあ〜鳴物の合う合わんというは、世界で言う事である。……世界応法の日の日なれば通そ。」とあります。

次いで、「かぐらづとめ道具の件伺」には、「尋ねる処、応法一つの理なれば、応法の理を以て運べ。神よりどうせこうせいは言わん。……世界一条の理あちら取り寄せ、これを借り受け、かんで一つの道を通るには、どうせこうせは言わん。……仮家は仮家、学びは学び、応法の理をよう聞き分けねばならん。」(21/10/20)とされています。つまり、神道直轄天理教会本部開筵式という世間体を繕うための祭典(?)には、応法の対処をすればよいと指示されているように思えます。

また、明治30年1月に、英照皇太后崩御により国中喪とされた時の一連の「おさしづ」においては、まず“お節会の日程を変更したい”という願いに対して、「一時尋ねる事情は応法の理に委せ置こう〜。」(30/1/15)とお許しがあり、次いで、「別席を3日間休むこと」についても、「さあ〜尋ねる事情は心に掛かり、応法も心に掛かれば同じ事、何とも無いからこれもやれ、と言うようではどうもならん。応法の理に委せ置こう。」(30/1/15)とあり、また、「朝夕御勤国中喪三十日間鳴物無く御勤願」にも、「さあ〜応法々々、何も大事無いさかい、これはという心は要らん。真っ直ぐにさえ行けば、どうこうは無い。」(30/1/15)とされて許されています。さらには、「月次祭も神饌のみを供えて祭式おつとめせざる事」の願いにも、「さあ〜これも皆ひっそ、ひっそと言えばひっそにして、ほんに成程という理が無くばならん。応法の理明らか、成るよう行くよの道も通らにやならん。」(30/1/15)と、本筋さえ違えなければ、応法の上で支障がないようにすればよいと許されています。

また、他の時にも、「さあ〜天理教会やと言うてこちらにも始め出した。応法世界の道、これは一寸の始め出し。神一条

の道は、これから始め掛け。」(22/4/18)「応法はたんのうの道にやってあるから、応法は世界事情だけ運んである。神一条の道は未だ〜何とも言う事要らん。」(23/9/3)「この願書応法の理に許したる。今日の日にどうせにやならん、こうせにやならんと言えば、困難である。快う行くがよい。」(32/7/23)等、政府・官憲との関わりの上で、応法の道をとればよいと言われている「おさしづ」もいくつかあります。

そして、さらには、明治36年3月21日の「おさしづ」においては、「これは世上の応法と言う。応法と言えば応法と言う。なれど、筆に取りた限りは応法とは言えん。……元々の理は心次第と言う。応法というも、筆に取りた限りには、これより堅きものは無い。これ反対に取りては応法の理にやならん。皆々これまで真実の心に曇り有るか無いか。折角の道何処にあるか。よく聞き取りてみよ。」とあり、たとえ最初は応法の為であったとしても、一旦許されて決まったことは神様のお墨付きを得たものとして通るのである。“応法の道だから従わない”などというのは皆の真実に反することだと言われています。

次に、「残念立腹」について見ますと、まず「おふでさき」には、転輪王講社の開筵式があった半年以上前の明治13年1月ご執筆の第15号に「ざんねん」とあるのが11首、その翌年明治14年4月ご執筆の第16号に「ざんねん」16首と「りいふく」1首が出てきますが、明治13年の後半には、「おふでさき」のご執筆がありません。「ちがいあるなら歌でしらする」といわれる「おふでさき」ですが、転輪王講社の開筵式があった直近には、「違いがある」と正面から指摘されてはいないと思われるのです。

また、「おさしづ」には数限りなく「残念」やそれに類似の表現がありますが、転輪王講社の開筵式のことを「残念」だと直接言及されているものは、筆者の調べた限りでは見当たりません。(「みかぐらうた」には「残念立腹」の言葉がありません。)

また、「おさしづ」で「残念」とある場合でも、「心に控いという事情以て、阿保らしい、こんな事と思う理があれども心に治めて。この道むさくろしいと思う。むさくろしい中からどんな綺麗なものも出ける。どんな事聞いても残念と思わんよう。」(「平野トラ身の障りに付願」23/10/21)のように、神一条の立場からすれば遺憾に思えるようなことが起きる時もあるが、それが“肥しになる”のだと、前向きに受け止めるよう諭されているものもあるのです。

教史が語られる時、“応法⇒公権力への屈服⇒親神の立腹”という図式でとらえられることが多いようですが、事実は必ずしもそうではない。“信仰の本筋を外さなければ、応法も道を弘める上での手立てとして許される”というのが、原典や逸話に示されているところではないかと思えるのです。

戦後70年と言われる今の日本の道においては、“応法”ということが特に問題になる場面は少なくなりましたが、海外布教の現場ではまだまだそれが大きな課題になることがあります。外国で天理教の布教公認を得る場合や布教師としての宗教者ビザを取得する時などには、その国の法律や宗教・文化環境への配慮が必然となるのです。

“最後の教え”を急いで世界に広めるためにも、“応法の道”についての親神様の真意を、正しく理解する必要があると思う次第です。